

ほけんだより がつ 5月

令和5年4月28日
 横浜市立白根小学校
 校長 海老澤 孝代
 養護教諭 濱田 実子

新年度が始まっておよそ1か月。新しい環境や周りのお友だちとも徐々に慣れてきたところではないでしょうか。しかしその一方で、当初の緊張がゆるんだことなどから、心身の疲れが出やすく、例年保健室への来室者もだんだん増えてきます。

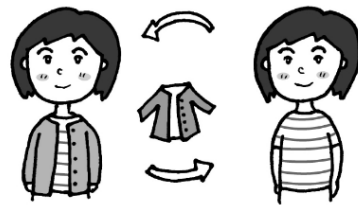
さわやかな5月 あついかも？すずしいかも？

さわやかで気持ちのいい空気の5月。でも、ちょっと体を動かすと汗をかいったり、朝や夜に薄着していると少しひんやりと感じることも。そんなときのために気をつけたいことは？

**汗拭き用のタオルや
ハンカチをいつも持ち歩く**



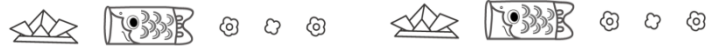
**「着る⇄脱ぐ」が
しやすい服を選ぶ**



また、5月とはいえ気をつけたいのが「熱中症」。例年急に暑くなり始めるこの時期にも注意が必要です。お子さんの体調を見ながら日差しの強い日には登下校中にぼうしをかぶるなど、今から対策ができるといいですね。

5月の健康診断予定

1 (月)	心電図検査	1	年
2 (火)	視力検査	6	年
8 (月)		5	年
9 (火)	内科検診	2・3年・5組低	
10(水)	視力検査	4	年
11(木)	歯科検診	5・6	年
15(月)	尿検査	全	学
15(月)	視力検査	3	年
17(水)		2	年
19(金)	耳鼻科検診	1・4年・希望者	
22(月)	視力検査	1年・5組	
23(火)	内科検診	1・4	年
29(月)	色覚検査	4年	希望者



引き続き健康診断の実施にご協力いただき、誠にありがとうございます。

検診の結果、所見があったお子様にのみ、受診のおすすめをお渡ししております。受診結果が分かり次第、学校まで受診報告書をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、学校で実施している健康診断は“スクリーニング”といって病気の『疑い』があるかどうかを見つけ出すものです。

専門医の診断や詳しい検査の結果、異常がない場合もありますことをご承知おきください。



4年生対象 希望者への色覚検査実施のお知らせ

本校では毎年4年生の児童を対象に希望者にのみ色覚検査を実施しております。本日4年生に配付しました『希望者への色覚検査実施のお知らせ』をご覧ください、検査を希望される方は5月12日(金)までに希望票を担任までご提出をお願い致します。

4年生以外のお子様でも色の見え方についてご不明な点などがございましたら、学級担任または養護教諭 濱田までご連絡、ご相談ください。

学校病治療費援助制度のご案内

先日実施いたしました健康診断の結果、「受診のおすすめ」をお渡しします。

要保護または準要保護と認定された児童生徒については、「就学援助制度のお知らせ(横浜市教育委員会)」の「援助の種類と支給予定額」でご案内のとおり、学校病治療費援助制度が適用となる疾病があります。本制度のご利用には学校で発行する治療券が必要です。対象となる保護者の方からの申請に基づき発券いたします。発券については事前に学校へご相談ください。不明な点は、健康教育課(Tel671-3275)へお問い合わせください。

1 援助の対象者

要保護または準要保護と認定された、小・中・義務教育学校に在学中の児童生徒

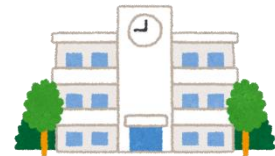
2 援助の対象疾病(学校保健安全法施行令第8条により定められています)

- (1) トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性により発症した場合は対象外)
- (2) 白癬、疥癬及び膿疱疹
- (3) 中耳炎(急性、慢性、滲出性等の性質を問わず対象)
- (4) ちくのう症(慢性副鼻腔炎)及びアデノイド
- (5) う歯(保険診療の対象となる治療、調剤処方が対象)

※歯周治療等のう歯に関係のない処置については対象外です

- (6) 寄生虫(虫卵保有を含む)

※上記以外の疾病に対する援助は行えません。



3 援助額

実費

4 実施医療機関

学校病治療費援助制度に御協力いただける医療機関及び調剤薬局

※必ず治療開始前に学校病治療券が使用できるか御確認ください。

5 必要書類

- (1) 医療機関あて

(ア) 学校病治療券(学校提出用及び請求用 複写式)

(イ) 学校病治療報告書

(ウ) 医療機関あて文書「学校病治療費制度に御協力をいただく医療機関さまへ」(別紙1)

※学校病治療券(学校提出用)については、治療完了後、医療機関に必要事項を御記入いただき、学校へ御提出ください。

- (2) 調剤薬局あて

(ア) 学校病治療券(院外薬局提出用)

(イ) 学校病治療報告書

(ウ) 調剤薬局あて文書「学校病治療費制度に御協力をいただく調剤薬局さまへ」(別紙2)

6 その他

- (1) 学校病治療券は金券ですので、万が一使用しなかった場合は、必ず学校に御返却ください。

- (2) 学校病治療券が使用できる期間は、小・中・義務教育学校に在学中で、かつ生活保護または就学援助の認定期間内(7月以降の認定～3月末)です。「受診のおすすめ」発行後、認定まで受診をお待たせするものではなく、お子さまのために早期受診、早期治療をおすすめします。認定前は自己負担となりますのでご承知ください。

- (3) 対象疾病以外の治療には、御使用いただけませんのでご注意ください。